

競争力強化めざし始動

2006年以降、世界の商品先物市場は急激に規模を拡大させています。それを如実に示すのが世界の商品取引所の未決済取引（建玉）数量です。同数値は1990年以降、01年まで1000万枚程度で推移してきましたが、原油や農産物、金属などさまざまな商品価格が急騰した08年夏には4600万枚を突破。ピークを越した同年後半には反動で若干減らしたものの、今年に入って再び数値を伸ばしつつあります。

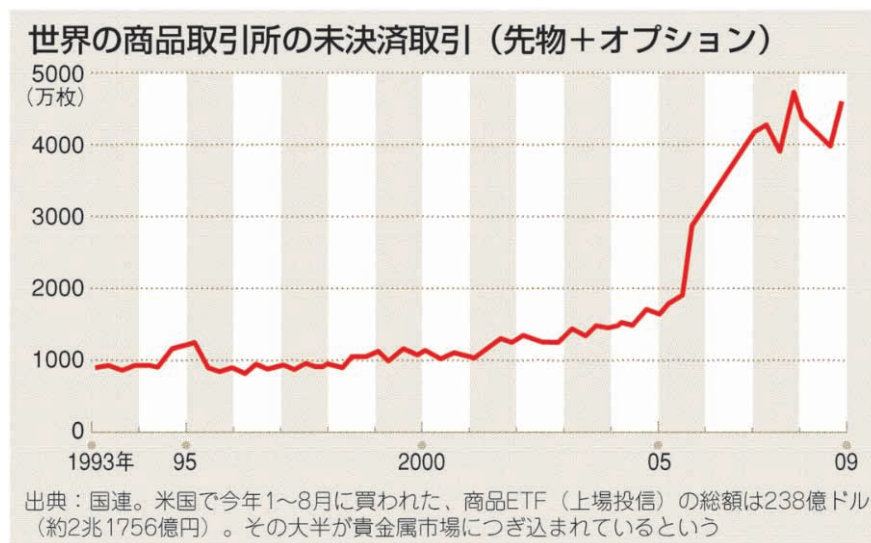
規制強化とライバル出現

ところが国内商品先物市場は、そうした世界の繁栄から取り残されている現実があります。

日本の場合、建玉数のピークは03年の286万枚。それ以降は減少の一途をたどり、直近の09年9月末には43万枚と、6年前の7分の1近くにまで落ち込んでしまっているのです。

理由はさまざまに分析されていますが、一つの契機となったのは04年の商品取引所法改正でした。この改正は先物会社の財務的な健全性や営業行為に関する規制強化を主眼とし、特に後者については、投資家への訪問、電話勧誘はもとより契約時の説明に至るまで厳しいルールを定めています。

その一方で外国為替証拠金取引（F



X）という新たな投資ジャンルの出現があります。商品先物と同じレバレッジ取引であり、「売り」からも取引を始められる類似性と同時に、米ドルやユーロ、英ポンドなど取引対象の親近性の高さ、さらに投資の仕方次第で得られるスワップ金利など、多くの魅力を持つライバルに個人投資家は投資資金をシフトしていったのです。

トラブルのない市場へ

しかし商品先物市場の弱体化は国内経済・産業にとっても不利益をもたらします。そうした環境の中で、今夏、国会でさらなる改正法が成立しました。主眼は

「世界経済のダイナミックな構造変化に対応し得る商品先物市場の変革」で、国際競争力を有する市場を目指すとしています。その実現に向け提案されたのが「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」市場の構築です。

このうち「トラブル」に関して、残念ながら商品先物取引はマイナスイメージを払拭できず、今日へといたっています。こうしたことから改正法では、国会の附帯決議を受け「一般委託者を相手方とするすべての店頭取引および初期の投資金額以上の損失発生の可能性のある取引所取引」を不招請勧誘の禁止対象にすることとしています。

新・商品先物入門

③0

日本商品先物振興協会

小島 栄一

また、これまで商品取引所法による規制の対象となっていなかった海外の商品先物取引を勧誘する業者や、「ロコ・ロンドンまがい取引」を勧める業者への対応も打ち出されました。商品取引所法に基づく許可を受けてきた国内取引所の先物会社は、かねてから「海外」「まがい」業者と混同して見られてきました。表面的には「海外」「まがい」業者が扱う商品も「商品取引」であるため社会一般からは同一視されることが多く、事実、トラブルの相談・処理を受けつける消費者機関も長年にわたって分類があいまいにされてきました。

しかし、今後はこれら業者も改正法の規制下に組み込まれ、国内取引所の先物会社同様に、主務大臣の許可の下、厳しい監督を受けることとなります。

逆に見れば、許可を受けた先物会社が国内だけでなく海外先物や店頭先物を扱うケースも出てくるでしょう。そうなれば投資家にとってはさらなる投資チャンスが生まれ、それが巡って、国内商品先物市場の発展につながる事が期待されています。